奈良市公報

号 外 第 32 号

(平成27年5月後半分)

平成27年12月18日印刷発行 発行所 奈 良 市 役 所 発行人 奈 良 市 長 編集人 法務ガバナンス課長 印刷所 株式会社 春 日

	○地縁による団体の認可11
目 次	監査
	○包括外部監査の結果報告書の訂正11
規則	○包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等…11
○奈良市消防団等公務災害補償条例施行規則の一部を改	○監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知12
正する規則1	公 営 企 業
告 示	○奈良市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃
○放置自転車等の保管・・・・・・1	止の届出(3件)12
○一般競争入札の実施・・・・・・・2	○奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定(3件)
○放置自転車等の保管・・・・・・2	13
○公募型プロポーザルの実施2	農業委員会
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定3	○農政部会の招集13
○生活保護法の規定による施術者からの事業の変更の届	災 害 対 策 本 部
出3	○奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示14
○開発行為に関する工事の完了3	
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出3	規則
○開発行為に関する工事の完了3	
○放置自転車等の保管・・・・・・・・・・・4	奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改
○身体障害者福祉法に規定する医師の指定4	正する規則をここに公布する。
○身体障害者福祉法に規定する医師の変更4	平成27年5月20日
○差押調書等の公示送達4	奈良市長 仲 川 元 庸
○放置自転車等の保管・・・・・・・・・・・・4	奈良市規則第61号
○奈良市地域包括支援センター運営協議会開催要綱5	奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部
○開発行為に関する工事の完了5	を改正する規則
○公募型プロポーザルの実施・・・・・・5	奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則(昭和41年
○一般競争入札の実施・・・・・・・・・・6	奈良市規則第29号)の一部を次のように改正する。
○放置自転車等の保管・・・・・・・・・・・6	別表第4常時介護を要する状態の項中「104,290円」を
○一般競争入札の実施・・・・・・・・・・6	「104,570円」に、「56,600円」を「56,790円」に改め、
○奈良市南部土地改良清美事業防災及び環境保全対策懇	同表随時介護を要する状態の項中「52,150円」を「52,290
話会開催要綱7	円」に、「28,300円」を「28,400円」に改める。
○身体障害者福祉法に規定する医師の指定(2件)7	附則
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出7	(施行期日)
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃	1 この規則は、公布の日から施行する。
止の届出・・・・・・8	(経過措置)
○生活保護法の規定による医療機関の指定8	2 この規則による改正後の奈良市消防団員等公務災害補
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定8	償条例施行規則別表第4の規定は、平成27年4月1日以
○生活保護法の規定による施術者の指定9	後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の
○放置自転車等の保管・・・・・・9	期間に係る介護補償の額については、なお従前の例によ
○公有財産の売払い・・・・・9	ప ం
○放置自転車等の処分・・・・・・9	(平成27年5月20日掲示済)
○放置自転車等の保管・・・・・・10	
○平成27年度国民健康保険料の保険料率の決定・・・・・・10	告示
○平成27年度国民健康保険料の減額の額の決定・・・・・・10	
○一般競争入札の実施・・・・・・10	- 奈良市告示第359号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良 市条例第23号) 第9条の規定により自転車等放置禁止区域 内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年5月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成27年5月16日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁 止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1 奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条 例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定す る市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認でき るもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちく ださい。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。 3 移動対象区域 ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円 (ただし、移動日から14日以内 は無料)

8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課 電話0742-34-1111代表

(平成27年5月18日掲示済)

奈良市告示第360号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施 行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良 市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定に より公告します。

1 公募に付する事項

平成27年5月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
- (1) 業務名

奈良市環境清美センター事務厚生棟及び駐車場棟清 掃業務

(2) 業務内容

奈良市環境清美センター内事務厚生棟及び駐車場棟 の清掃、事務厚生棟周辺の草刈り及び浚渫業務等

(3) 履行期間

契約締結日から平成28年3月31日まで

(4) 契約形式 委託契約

以下省略

(平成27年5月18日掲示済)

奈良市告示第361号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良 市条例第23号) 第9条の規定により自転車等放置禁止区域 内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年5月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 移動年月日 平成27年5月19日

IR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁 止区域

以下省略

(平成27年5月19日掲示済)

奈良市告示第362号

次のとおり公募型プロポーザルに付しますので、地方自 治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及 び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の 規定により公告します。

平成27年5月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

項目	概 要
業務名	奈良市空き家等総合対策事業業務委託
業務内容	奈良市の空き家件数は平成25年度住宅土地統計調査によると21,290戸、空き家率にすると12.47%という状況となっており、市街地を中心とした各地域で空き家の適正管理が問題視されている。危険家屋に対する適正な措置・管理や定住促進に資する空き家の利活用等の方策について専門知識と資格を有する事業者と連携し、空き家所有者等の支援体制の強化及び総合的空き家対策を実施する。空き家実態調査の他、空き家に関するセミナー・イベントの企画運営やホームページの作成等、定住を推進する総合対策事業である。

委託期間	契約日から平成28年3月31日まで		
契約形式	業務委託契約		
委託予定金額	8,000,000円 (消費税及び地方消費税を含む。) を上限とする。		

以下省略

(平成27年5月19日掲示済)

の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の とおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告 示します。

平成27年5月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第363号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項

指定介記	 養機関		指定年月日
名称	所在地	施設又は実施する事業の種類	
開設	者	他放入は夫他 9 る 争 未 の 性 類	
名称	主たる事務所の所在地		
エンジェルハート	奈良県奈良市七条一丁目 36-45	 	平成27年4月1日
エンジェルハート株式会社	奈良県奈良市七条一丁目 36-45	,	十成21平4月1日

(平成27年5月19日掲示済) | を変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の 規定により次のとおり告示します。

平成27年5月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第364号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項にお いて準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業

	施術者氏名	指定施術機関		変更年月日
	他們有以石	名称	所在地	多 史平月日
旧	門野章	学園前ファミリー鍼灸院 (門野 章)	奈良県奈良市学園朝日町2番1号 しのだビル2F	平成27年4月6日
新	門野章	学園前ファミリー鍼灸院 (門野 章)	奈良県奈良市百楽園一丁目1番5号	十成21年4月6日

(平成27年5月19日掲示済)

稲葉 宏

(平成27年5月19日掲示済)

奈良市告示第365号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規 定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のと おり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備 部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年5月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

平成27年4月2日 奈良市指令都整開 第14A-48号 平成27年5月8日 奈良市指令都整開

第14A-48-1号

- 2 検査済証の交付年月日及び番号 開発行為 平成27年5月19日 第1466号
- 3 開発区域に含まれる地域 奈良市多門町3番1の一部、5番5の一部及び5番6 の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 奈良市多門町5番地

奈良市告示第366号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項 の規定により二名城ヶ丘自治会から告示した事項の変更の 届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとお り告示します。

平成27年5月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後	
代表者の氏名 及び住所	秋山 和央 奈良市二名四丁目 1193番地の14	小河 勝 奈良市二名四丁目 1193番地の36	

2 変更の年月日

平成27年4月5日

(平成27年5月19日掲示済)

奈良市告示第367号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規 定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のと おり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備 部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年5月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
 - 平成27年2月18日 奈良市指令都整開 第14A-43号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号 開発行為 平成27年5月20日 第1467号
- 3 開発区域に含まれる地域 奈良市秋篠町1487番1、1489番3、1490番、1492番1 及び1493番1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 愛知県稲沢市天池五反田町1番地 株式会社サークルドサンクス 代表取締役 竹内 修一

(平成27年5月20日掲示済)

奈良市告示第368号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良 市条例第23号) 第9条の規定により自転車等放置禁止区域

内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年5月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
 - 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日

平成27年5月20日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄西ノ 京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成27年5月20日掲示済)

奈良市告示第369号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1 項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市 身体障害者福祉法施行細則(昭和62年奈良市規則第29号) 第3条の規定により告示します。

平成27年5月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
平成27年5月11日	平田 敏樹	奈良リハビリテーション病院	奈良市石木町800	呼吸器科 (呼吸器機能障害)

(平成27年5月20日掲示済) | 害者福祉法施行細則(昭和62年奈良市規則第29号)第3条 の規定により告示します。

平成27年5月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第370号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1 項に規定する医師の変更がありましたので、奈良市身体障

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
降矢 芳子	医療法人良成会エリシオンクリニック 奈良リハビリテーションクリニック	奈良市石木町800	神経内科リハビリテーション科(肢体不自由)

(平成27年5月20日掲示済) | 2 送達を受けるべき者

奈良市告示第371号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基 づく差押調書(謄本)、同法第131条の規定に基づく配当 計算書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住 所等が不明のため送達することができないので、地方税法 (昭和25年法律第226号) 第20条の2第1項の規定により、 次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞 納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出が あればいつでも交付します。

平成27年5月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 送達をすべき文書

差押調書 (謄本)、配当計算書 (謄本)

省略

(平成27年5月21日掲示済)

奈良市告示第372号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良 市条例第23号) 第9条の規定により自転車等放置禁止区域 内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年5月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 移動年月日
 - 平成27年5月21日
- 3 移動対象区域

JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁 は区域

以下省略

(平成27年5月21日掲示済)

奈良市告示第373号

奈良市地域包括支援センター運営協議会開催要綱を次のように定める。

平成27年5月22日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市地域包括支援センター運営協議会開催要綱 (趣旨)

第1条 奈良市老人福祉計画及び介護保険事業計画の推進 及び見直しに当たり、外部の視点からの意見又は助言を 求めるため、奈良市地域包括支援センター運営協議会(以下「協議会」という。)を開催することに関し必要な 事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

- 第2条 協議会において意見又は助言を求める事項は、次 のとおりとする。
 - (1) 支援センターの設置等の承認に関すること。
 - (2) 支援センターの運営に関すること。
 - (3) 支援センターの職員の確保に関すること。
 - (4) その他地域包括ケアに関すること。 (参加者)
- 第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、協議会への参加を求めるものとする。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 保健、医療及び福祉関係団体並びに市民を代表する 者
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者 に継続して協議会への参加を求めるものとする。 (運営)
- 第4条 協議会の参加者は、その互選により協議会を進行 する座長を定めるものとする。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者 の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料 の提出を求めることができる。

(分科会)

- 第5条 市長は、必要があると認めるときは、分科会を開催することができる。
- 2 市長は、協議会の参加者その他必要と認める者のうちから分科会への参加を求めるものとする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、長寿福祉課において処理する。 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年5月22日から施行する。 (奈良市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の廃 止) 2 奈良市地域包括支援センター運営協議会設置要綱(平成17年奈良市告示第679号)は、廃止する。

(平成27年5月22日掲示済)

奈良市告示第374号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規 定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のと おり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備 部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年5月22日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号平成27年1月19日 奈良市指令都整開 第14A-31号
 - 平成27年4月8日 奈良市指令都整開

第14A-31-1号

- 2 検査済証の交付年月日及び番号 開発行為 平成27年5月22日 第1468号 公共施設 平成27年5月22日 第690号
- 3 開発区域に含まれる地域 奈良市あやめ池南七丁目579番12、581番 3 及び845番 21
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大阪市中央区瓦町二丁目4番5号 三都住建株式会社 代表取締役 五十嵐 直秀
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路

奈良市あやめ池南七丁目579番12の一部及び845番21 の一部

(平成27年5月22日掲示済)

奈良市告示第375号

公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、 次のとおり告示する。

平成27年5月22日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 業務概要
 - (1) 業務名称 奈良市バンビーホーム学習プログラム作成・運営業 務
 - (2) 業務内容

受託事業者は、次に掲げる①から⑨までの事業を行 うものとします。

- ①バンビーホーム利用児童に適した学習プログラムの 作成及び指導
- ②各実施ホームでの保護者向け事業説明会の実施及び 保護者からの問合せの対応
- ③受講者の募集及び受講者の入会・退会の手続
- ④受講料の徴収及び徴収した受講料を毎月分まとめて 市の発行する納付書にて納入する業務
- ⑤受講料未納者に対する督促業務

- ⑥利用する児童及びその保護者へのアンケート実施と その結果報告及び分析
- (7)毎月分の受講者氏名及び受講者人数の報告
- ⑧児童の学力判定の実施及びその結果報告
- ⑨日報及び月間報告書の作成及び提出
- (3) 実施要件

奈良市バンビーホーム学習プログラム作成・運営業 務は、次の要件を満たすものとします。

- ①対象児童は、バンビーホームに在籍する小学1年生 ~4年生の希望者とすること。
- ②1プログラムの参加定員は、1バンビーホーム40人までとし、異学年の児童が一緒に参加できるものとすること。
- ③1プログラムの指導時間は、週1回60分とすること。
- ④学習プログラムは、バンビーホーム開所時間中に複数講師(2人以上)で指導すること。
- ⑤指導内容は、テキストを使った教科学習や英会話学 習とし、プログラム内容に遊びの要素及びアクティ ブラーニング(能動的学習)の要素があること。
- ⑥学習プログラムは、児童の安全に十分留意の上指導 し円滑に事業を実施すること。
- ⑦実施場所は、バンビーホーム内、小学校の余裕教室 又は普通教室とすること。
- ⑧学習プログラムは、参加しない児童の活動を制限しないよう配慮して実施すること。
- ⑨実施箇所数は、市が決定したバンビーホーム 5 箇所で行うこと。
- ⑩保護者向け事業説明会は、保護者の参加が得やすい よう配慮して実施すること。
- ①学習プログラム事業に対する保護者からの問合せに 適切に対応すること。
- ②受講者の募集は、学習プログラムに親しみやすい キャッチフレーズを付けるなど児童が受講したくな るよう工夫すること。
- (3)利用者アンケート及び児童の学力判定は、モデル実施の指標となるよう適正に行うこと。
- ④気象警報発令等により実施予定日にバンビーホームが閉所となった場合は、代替日に実施すること。
- (4) 委託期間

平成27年7月1日から平成28年3月31日まで

(5) 委託料の上限

1ホーム当たり1,674千円(消費税及び地方消費税 を含む。)

5ホーム分計8,370千円 (消費税及び地方消費税を 含む。)

以下省略

(平成27年5月22日掲示済)

奈良市告示第376号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施 行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良 市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年5月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
- (1) 業務名 奈良市環境清美工場清掃業務委託
- (2) 業務場所 奈良市左京五丁目2番地 奈良市環境清美工場
- (3) 業務期間 平成27年7月1日から平成28年3月31日 まで
- (4) 業務内容 奈良市環境清美センター内 奈良市環境 清美工場の清掃業務
- (5) 契約形式 委託契約

以下省略

(平成27年5月25日掲示済)

奈良市告示第377号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年5月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 移動年月日 平成27年5月25日
- 3 移動対象区域 近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域 以下省略

(平成27年5月25日掲示済)

奈良市告示第378号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年5月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務名 奈良市保健所・教育総合センター清掃業 務委託
 - (2) 業務場所 奈良市三条本町13番1号 奈良市保健所・教育総合センター
 - (3) 業務期間 平成27年7月1日から平成30年6月30日 まで
- (4) 業務概要 奈良市保健所・教育総合センター清掃業務委託 一式

以下省略

(平成27年5月25日掲示済)

奈良市告示第379号

奈良市南部土地改良清美事業防災及び環境保全対策懇話 会開催要綱を次のように定める。

平成27年5月25日

奈良市長 仲 川 元 庸 奈良市南部土地改良清美事業防災及び環境保全対策 懇話会開催要綱

(趣旨)

第1条 奈良市南部土地改良清美事業(以下「事業」とい う。) に関して災害の防止及び環境保全の万全を期する ため、奈良市南部土地改良清美事業防災及び環境保全対 策懇話会(以下「懇話会」という。)を開催することに 関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

- 第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次 のとおりとする。
 - (1) 災害の防止及び環境保全対策に関すること。
- (2) 事業の区域外に及ぼす影響の防止対策に関すること。 (参加者)
- 第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参 加を求めるものとする。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 事業に関係ある天理市及び大和郡山市が推薦する者
 - (3) その他市長が適当と認める者

(運営)

第4条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行 する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者 の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料 の提出を求めることができる。

(分科会)

- 第5条 市長は、必要があると認めるときは、分科会を開 催することができる。
- 2 市長は、懇話会の参加者その他必要と認める者のうち から分科会への参加を求めるものとする。

(開催期間)

- 第6条 懇話会の開催期間は、事業終了までとする。 (庶務)
- 第7条 懇話会の庶務は、土地改良清美事務所において処 理する。

(施行の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要 な事項は、市長が定める。

附則

この告示は、平成27年5月25日から施行する。

(平成27年5月25日掲示済)

奈良市告示第380号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1 項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市 身体障害者福祉法施行細則(昭和62年奈良市規則第29号) 第3条の規定により告示します。

平成27年5月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
平成27年5月15日	寺内 誠司	済生会奈良病院	奈良市八条四丁目643番地	外科 (ぼうこう又は直腸の機 能障害)

(平成27年5月25日掲示済)

|身体障害者福祉法施行細則(昭和62年奈良市規則第29号) 第3条の規定により告示します。

平成27年5月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1

項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市

指定日	医師の氏名		指定日 医師の氏名 医療機関の名称 医療機関の所在地		診療科目 (障害名)
平成27年5月13日	長江啓	=	総合病院 高の原中央病院	奈良市右京一丁目3番地の 3	循環器科(心臓機能障害)
平成27年5月13日	村西 菜	苗	総合病院 高の原中央病院	奈良市右京一丁目3番地の 3	心臓血管外科 (心臓機能障害)

(平成27年5月25日掲示済)

平成27年5月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第382号

奈良市告示第381号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項 の規定により桜ヶ丘第一自治会から告示した事項の変更の 届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとお り告示します。

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の	奈良市都祁白石町	奈良市都祁白石町
所在地	1304番地の42	1304番地の46

奈 良 市 公 報

号外第32号

水田 周一 安河内 倫晃 代表者の氏名 奈良市都祁白石町 奈良市都祁白石町 及び住所 1304番地の42 1304番地の46

2 変更があった年月日 平成27年4月1日

(平成27年5月26日掲示済)

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定 により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありま したので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示し ます。

平成27年5月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第383号

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人平治会 アスカレディースクリニック	奈良県奈良市北登美ヶ丘三丁目 3 番17号	平成27年3月31日

(平成27年5月27日掲示済) | 定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の 規定により告示します。

平成27年5月27日

奈良市告示第384号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条第1項の規

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ASKAレディースクリニック	奈良県奈良市北登美ヶ丘三丁目 3 番17号	平成27年4月1日
アコール訪問看護ステーション	奈良県奈良市あやめ池南一丁目 1 番14号	平成27年5月1日

(平成27年5月27日掲示済) |

とおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告 示します。

平成27年5月27日

奈良市告示第385号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項 の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の 奈良市長 仲 川 元 庸

指定介記	隻機関			
名称 所在地 開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日	
		旭成人は天旭りる事末が埋焼		
名称	主たる事務所の所在地			
訪問介護いろは	奈良県奈良市南京終町四 丁目337番地1	居宅 訪問介護	平成27年5月1日	
一般社団法人ずいおう	奈良県奈良市南京終町 646番地	介護予防 訪問介護	干版27年3月1日	
訪問介護あゆみ	奈良県奈良市三条大路四 丁目5番5号	居宅 訪問介護	平成27年5月1日	
合同会社あゆみ	奈良県奈良市三条大路四 丁目5番5号	介護予防 訪問介護	十版27年3万1日	
ケアプランセンターあゆみ	奈良県奈良市三条大路四 丁目5番5号	· 居宅介護支援事業(介護計画作成)	平成27年5月1日	
合同会社あゆみ	奈良県奈良市三条大路四 丁目5番5号	店七月 護又按事業(介護司 四年成) 		
訪問介護ステーション 一福	奈良県奈良市富雄北三丁 目 9 番15号	居宅 訪問介護	平成27年5月1日	
合同会社福ちゃん	奈良県奈良市富雄北三丁 目 9 番15号	介護予防 訪問介護		
居宅介護支援センターらく じ苑学園前	奈良県奈良市学園北一丁 目3番2号	R.少人灌士採事类 (人灌斗而床片)	平成27年5月1日	
社会福祉法人楽慈会	奈良県奈良市南京終町13 番地の4	居宅介護支援事業(介護計画作成) 		

介護支援センターどんぐり	奈良県奈良市神殿町49番 地1	 居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成27年5月1日
株式会社心木	奈良県奈良市神殿町49番 地1	居宅介護支援事業(介護計画作成)	
ケアサービス寿寿西大寺	奈良県奈良市西大寺芝町 一丁目5番6号	居宅 訪問介護	平成27年5月1日
株式会社寿寿	大阪府東大阪市横小路町 四丁目6番18号	介護予防 訪問介護	十败27年3月1日
アコール訪問看護ステーション	奈良県奈良市あやめ池南 一丁目1番14号	居宅 訪問看護	平成27年5月1日 平成27年5月1日
株式会社共栄	奈良県奈良市あやめ池南 一丁目1番14号	介護予防 訪問看護	
阪原コスモスの里	奈良県奈良市阪原町803番 地1	地域密着型 小規模多機能型居宅介護	
医療法人仁慈会	奈良県奈良市大宮町四丁 目241番地 1	地域密着型介護予防 小規模多機能型居	

(平成27年5月27日掲示済)

定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の 規定により次のとおり告示します。

平成27年5月27日

奈良市告示第386号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規

奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名 施術所の名称 施術所の所在地		施術の種類	指定年月日
		他們の俚類	
漆畑 将大			
つつみ鍼灸整骨院 (漆畑 将大)	奈良県奈良市六条一丁目1番12号	柔道整復	平成27年4月14日

(平成27年5月27日掲示済)

| 以下省略

(平成27年5月27日掲示済)

奈良市告示第387号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。 平成27年5月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
 - 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日 平成27年5月27日
- 3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

(土地1件)

奈良市告示第388号

公有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を 実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市 規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年5月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する公有財産物件

以下の物件を個別に入札に付し、各々売り払う。詳細は、ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム(Yahoo!オークション官公庁オークション)による。

物件番号	名称	所在	地番	地目	地積	予定価格	入札保証金
土地-1	三条大宮町宅地	奈良市三条大宮町	1222	宅地	224.92m²	39,400,000	3,940,000

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の 入札額を有効とする。

以下省略

(平成27年5月28日掲示済)

奈良市告示第389号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良 市条例第23号)第10条第3項の規定により利用者又は所有 者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、 奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(昭和59 年奈良市規則第35号)第5条の規定により告示します。

平成27年5月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

- 2 処分対象自転車等の保管場所 奈良市大安寺西二丁目288-1 奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日 平成27年5月28日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日

平成26年11月6日、同月8日、同月11日、同月13日、 同月14日、同月17日、同月18日、同月21日及び同月27日 (平成27年5月28日掲示済)

奈良市告示第390号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年5月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日 平成27年5月28日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁 止区域

以下省略

(平成27年5月28日掲示済)

奈良市告示第391号

平成27年度国民健康保険料の保険料率を決定したので、 奈良市国民健康保険条例(昭和34年奈良市条例第13号)第 12条第3項、第12条の6の5第3項及び第12条の11第3項 の規定により、次のとおり告示します。

平成27年5月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 基礎賦課額の保険料率
 - (1) 所得割

基礎控除後の総所得金額等の

100分の8.2

(2) 被保険者均等割

被保険者1人につき

26,400円

(3) 世帯別平等割

1世帯につき

24,600円

- 2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
 - (1) 所得割

基礎控除後の総所得金額等の 100分の2

(2) 被保険者均等割

被保険者1人につき

7.200円

(3) 世帯別平等割

1世帯につき

6,000円

- 3 介護納付金賦課額の保険料率
- (1) 所得割

基礎控除後の総所得金額等の

100分の2

(2) 被保険者均等割

被保険者1人につき

16,200円

(平成27年5月29日掲示済)

奈良市告示第392号

平成27年度国民健康保険料の減額の額を決定したので、 奈良市国民健康保険条例(昭和34年奈良市条例第13号。以 下「条例」という。)第16条第2項(同条第3項において 読み替えて準用する場合を含む。)において準用する条例 第12条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年5月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 基礎賦課額の減額の額
- (1) 条例第16条第1項第1号アに規定する額 18,480円
- (2) 条例第16条第1項第1号イに規定する額 17,220円
- (3) 条例第16条第1項第2号アに規定する額 13,200円
- (4) 条例第16条第1項第2号イに規定する額 12,300円
- (5) 条例第16条第1項第3号アに規定する額 5,280円
- (6) 条例第16条第1項第3号イに規定する額 4,920円
- 2 後期高齢者支援金等賦課額の減額の額
- (1) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条 第1項第1号アに規定する額 5,040円
- (2) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条 第1項第1号イに規定する額 4,200円
- (3) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条 第1項第2号アに規定する額 3,600円
- (4) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条 第1項第2号イに規定する額 3,000円
- (5) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条 第1項第3号アに規定する額 1.440円
- (6) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条 第1項第3号イに規定する額 1,200円
- 3 介護納付金賦課額の減額の額
 - (1) 条例第16条第4項において読み替えて準用する同条 第1項第1号アに規定する額 11,340円
 - (2) 条例第16条第4項において読み替えて準用する同条 第1項第2号アに規定する額 8,100円
 - (3) 条例第16条第4項において読み替えて準用する同条 第1項第3号アに規定する額 3,240円

(平成27年5月29日掲示済)

奈良市告示第393号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施

行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良 市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定に より公告します。

平成27年5月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
- (1) 業務名 奈良市固定資産評価システム業務委託
- (2) 業務場所 業務対象地域は次のとおりとする。
 - ア 市街地宅地評価法(路線価方式)

標準宅地数

910地点

路線価付設数 約19,110路線

イ その他宅地評価法(道路格差方式)

標準宅地数

95箇所

道路格差付設数 約2,900路線

- (3) 業務期間 契約の日から平成30年3月31日まで
- (4) 業務概要 固定資産評価システム業務

システムセットアップ・運用テスト等 ※詳細については、奈良市ホームページより入札説

明書、業務委託仕様書をダウンロードの上、参照 のこと。

以下省略

(平成27年5月29日掲示済)

奈良市告示第394号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成27年5月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 名称

六条緑町二丁目自治会

2 規約に定める目的

本会は、会員の協力によって、よりよい地域共同社会とすることを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦
- (2) 公共の奉仕と住民の福祉の向上
- (3) 会員の生活環境の自衛防犯。消防活動・環境衛生・緊急時の災害に対する研究等、環境自衛のための努力

をする。

- (4) 奈良市制に関する事項の連絡・諸手続
- (5) 会員共通事項の処理
- 3 区域

本会の区域は奈良市六条緑町二丁目の全域とする。

4 事務所

奈良市六条緑町二丁目16番26号

5 代表者の氏名及び住所

会長 三木 信男

奈良市六条緑町二丁目4番17号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務 代行者の選任の有無

いずれもなし

7 代理人の有無

なし

- 8 規約に定めた解散の事由
 - (1) 本会は地方自治法第260条の20第2号から第5号までの規定により解散する。
- (2) 総会の議決に基づいて解散する場合は総会員の4分の3以上の承認を得なければならない。
- 9 認可年月日

平成27年5月29日

(平成27年5月29日掲示済)

監査

奈良市監査委員告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項 の規定により、包括外部監査人前川英樹から平成27年3月 31日に提出のあった平成26年度包括外部監査の結果報告書 「業務委託、工事、物品購入などの公共調達について」の 訂正が、同年5月8日に次のとおりあったので、同法第 252条の38第3項の規定により、公表します。

平成27年5月29日

 奈良市監査委員
 中
 村
 勝三郎

 同
 中
 本
 勝

 同
 山
 口
 誠

 同
 松
 石
 聖
 一

該当箇所	正	誤	
3頁「8. 外部監査人及び補助者」	補助者 <u>準会員</u> 西本利恵	補助者 公認会計士 西本利恵	
11頁「③ 予定価格の決定と見積書 の徴取」 3~4行目	奈良市契約規則第10条第3項	奈良市契約規則第10条第3 <u>号</u>	
46頁 最終行	奈良市契約規則第18条の <u>2</u> 第 <u>2</u> 項第5 号	奈良市契約規則第18条の <u>1</u> 第 <u>1</u> 項第5 号	

(平成27年5月29日掲示済)

奈良市監査委員告示第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項

の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する 者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包 括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり 告示します。 平成27年5月29日

 奈良市監査委員
 中
 村
 勝三郎

 同
 中
 本
 勝

 同
 山
 口
 誠

 同
 松
 石
 聖
 一

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び 住所
 - (1) 増田 千春 大阪府交野市森北1丁目11番4-301号
 - (2) 池田 学 大阪府大阪市西淀川区姫里3丁目11番30号
 - (3) 引地 健児 大阪府堺市北区新堀町1丁32番地2 612号
 - (4) 久保田 浩之 兵庫県三田市あかしあ台 4 丁目34番地10
 - (5) 原田 礼造 大阪府岸和田市北町10番17号
- (6) 西本 利恵 大阪府大阪市福島区鷺洲二丁目15番30号
- 2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間 平成27年6月1日から平成28年3月31日まで

(平成27年5月29日掲示済)

奈良市監査委員告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規 定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があ ったので、次のとおり公表します。

平成27年5月29日

 奈良市監査委員
 中
 村
 勝三郎

 同
 中
 本
 勝

 同
 山
 口
 誠

 同
 松
 石
 聖
 一

埋蔵文化財調査センター

監査結果公表日 平成26年12月26日 (奈良市監査委員告示 第18号)

措置結果通知日 平成27年5月25日

【監査の結果】 (1) 管理している公用車(業務用車8台)の運転報告書については、奈良市公用車管理規則第18条の規定により、同規則別記第7号様式に定める運転報告書を作成し、公用車管理者(埋蔵文化財調査センター所長が該当)に提出することになっているにもかかわらず、別の様式の運転報告書を作成し、公用車管理者に報告

【措置の内容】

(1) 管理している公用車(平成27年4月1日現在の業務用車は7台、1台は同年3月31日付で賃貸借契約終了)の運転報告書については、平成27年4月1日から奈良市公用車管理規則第18条の規定により、同規則別記第7号様式に定める運転報告書を作成し、公用車管理者の埋蔵文化財調査センター所長の確認を行ってい

- していなかった。公用車を使用した場合には、同規則別記第7号様式に定める運転報告書により報告を行われたい。
- (2) 長期継続契約を締結し ている埋蔵文化財調査セ ンター清掃業務委託につ いて、業務内容は週2回 の日常清掃及び年3回の ワックス塗布等の定期清 掃であり、奈良市長期継 続契約を締結することが できる契約を定める条例 第2条第2号が定める「 経常的かつ継続的な役務 の提供を受ける契約で、 複数年にわたり契約を締 結することを要するもの 」に該当しないと考えら れる。今後は、単年度契 約に変更されたい。
- る。

(2) 埋蔵文化財調査センタ ー清掃業務委託について は、平成27年5月1日か ら単年度契約で委託業務 を実施している。

経理課

監査結果公表日 平成27年3月30日(奈良市監査委員告示 第4号)

措置結果通知日 平成27年5月13日

【監査の結果】	【措置の内容】	
(2) 本局電話交換機賃借契 約書において、発注者欄 に、発注者である管理者 の公印が押印されていな かった。適正に事務処理	(2) 本局電話交換機賃借契 約書の発注者欄に、現在 の公営企業管理者の公印 を押印しました。	
を行われたい。		

(平成27年5月29日掲示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第27号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成27年5月22日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届出日
有限会社ヤマト設備	森本 泰央	奈良県宇陀市榛原内牧396番地の1	平成27年5月19日

(平成27年5月22日掲示済)

| 止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のと おり公示します。

平成27年5月22日

奈良市公営企業管理者

池田 修

奈良市企業局告示第28号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈 良市水道局管理規程第7号)第7条の規定により奈良市企 業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃

名 称	代表者氏名	所 在 地	届出日
明日香工業	上田 陽三	奈良市神殿町129-3	平成27年5月19日

(平成27年5月22日掲示済)

| 止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のと おり公示します。

平成27年5月22日

奈良市公営企業管理者 池田

修

奈良市企業局告示第29号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈 良市水道局管理規程第7号) 第7条の規定により奈良市企 業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃

代表者氏名 所 在 地 届出日 北浦 弘行 平成27年5月19日 北浦組 奈良市古市町1219-6

(平成27年5月22日掲示済)

良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規 程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成27年5月22日

奈良市企業局告示第30号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈 良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈 奈良市公営企業管理者

池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
北浦組	北浦 和行	奈良市古市町1219-6	平成27年5月19日

(平成27年5月22日掲示済)

| 良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規 程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成27年5月26日

奈良市企業局告示第31号

奈良市企業局告示第32号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈 良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈 奈良市公営企業管理者

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
岡本配管	岡本 龍二	奈良県北葛城郡王寺町明神4-21-1	平成27年5月22日

(平成27年5月26日掲示済)

良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規 程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成27年5月28日

奈良市公営企業管理者 池田

池田

修

名 称 代表者氏名 所 在 批 指 定 日 株式会社 葛城工業 代表取締役 西元 竜也 奈良県葛城市林堂100-8 平成27年5月26日

(平成27年5月28日掲示済)

農業委員会

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈

良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈

奈良市農業委員会告示第9号

奈良市農業委員会平成27年6月農政部会の会議を次のと

おり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭 和32年奈良市農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定 により告示します。

平成27年5月27日

奈良市農業委員会

農政部会長 嶋 田 圭 堂

(平成27年5月27日掲示済)

奈良市災害対策本部長

仲 川 元 庸

日時

平成27年6月3日(水) 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁月1番1号 奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 審議案件

報告

第1号 遊休農地解消モデル事業の実施にかかる経 過報告について

第2号 平成27年度農業施策に関する要望の回答に ついて

議案

第1号 平成28年度農業施策に関する要望書(案) について

第2号 なら農業委員会だより第60号の編集につい

別表第2本部事務局の項中 「副部長 財務部長

副部長 総合政策部理事」を「副部長 財務部長」に、

うに定める。

平成27年5月22日

7

奈良市災害対策本部告示第2号

災害対策本部

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示を次のよ

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示

奈良市災害対策本部規程(平成22年奈良市災害対策本部

告示第2号)の一部を次のように改める。

「部長付 総合政策部参事

「部長付 総合政策部参事

部長付 染谷総合政策部参事 (兼) 総務部参事 を 部長付 谷総合政策部参事 (兼) 市民生活部参事 に、

部長付 谷総合政策部参事(兼)市民生活部参事」 部長付 増田総合政策部参事(兼)市民生活部参事」

「部長付 秘書室長」を「部長付 秘書広報室長 部長付 大西市民生活部参事」 に改め、同表総務対策部の項中「部長付 会計契約次長」を

「部長付 建設部参事 「部長付 会計契約部次長

部長付 会計契約部参事」 に改め、同表基盤対策部の項中 部長付 都市計画室長 を 「部長付 建設部参事 部長付 まちづくり指導室長」

に改め、同表保健救護部の項中「副班長 医療政策課長」を「副班長 病院管理課長」に、「医療政策課」を「 次長」

「副部長 子ども未来部長 「副部長 子ども未来部長

病院管理課 に改め、同表支援対策部の項中 副部長 子ども未来部理事 を 副部長 観光経済部長 に、

副部長 観光経済部長 」 副部長 市民活動部理事」

「部長付 市民活動部次長

部長付 保健福祉部次長

部長付 保健福祉部参事

「部長付 市民活動部参事 部長付 保健医療室長

部長付 子ども未来部次長 部長付 保健福祉部参事

部長付 保健医療室長 を 部長付 子ども未来部参事 に、「長寿福祉課」を 「長寿福祉課」を に、「文化振興 医療政策課日

部長付 子ども未来部参事 部長付 観光経済部次長 部長付 観光経済部参事 」 部長付 観光経済部参事

部長付 駒田総合政策部参

事(兼)観光経済

部参事

課」を「文化振興課 に改め、同表環境対策部の項中「副部長 環境部理事」を「副部長 環境部次長」 東アジア文化都市推進課」

「部長付 経営部次長

に改め、同表水道対策部の項中 「部長付 経営部次長 を 部長付 経営部参事 に、「副班長 水質管理課長」 部長付 上水道部次長」 部長付 上水道部次長」

「副部長 学校教

を「副班長 水質管理室長」に、「水質管理課」を「水質管理室」に改め、同表避難所支援部の項中 副部長 議会事

副部長 教育委

育部長(兼)教育センター所長 「副部長 教育委員会事務局理事

務局長 を 副部長 学校教育部長 (兼)教育センター所長 に、

員会事務局理事 副部長 議会事務局長 「部長付 教育総務部次長 「部長付 教育総務部次長 部長付 教育総務部参事 部長付 教育センター次長 部長付 教育センター次長 を 部長付 監査委員事務局長 に改める。 部長付 監査委員事務局長 部長付 議会事務局次長 部長付 議会事務局次長 」 部長付 教育委員会事務局参事」 附 則 この告示は、平成27年5月22日から施行し、この告示に よる改正後の奈良市災害対策本部規程の規定は、同年4月 1日から適用する。 (平成27年5月22日掲示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつ と、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おた がいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切 に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のと れた新しい住みよいまちづくりをしましょう。